

東海市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第12号

東海市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東海市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年東海市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条の前の見出しを削り、同条第1号中「(児童の保護者に対して支給するものに限る。以下同じ。)」を削り、同条第2号中「援護扶助費」の次に「(児童の保護者に対して支給するものに限る。)」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(条例別表に定める事務)

第4条 条例別表の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和45年愛知県規則第29号）に規定する在宅重度障害者手当（以下「在宅重度障害者手当」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 在宅重度障害者手当に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

別表の3の項中「第6条」を「第7条」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項中「第5条」を「第6条」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の1の項中「第4条」を「第5条」に、「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる

事項に関する情報」を「地方税関係情報」に、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項」を「住民票関係情報」に改め、同項を同表の2の項とし、同表に1の項として次の1項を加える。

1 第4条に定める事務	(1) 在宅重度障害者手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 在宅重度障害者手当に係る届出に係る事実についての審査に関する事務	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって市長が定めるもの
-------------	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。